プロ経営者通信

httns://www.ideasoken.i



2022.1.31 第 225 号

発行所 イデア総研税理士法人

大分市王子北町 5-8 フレスポ春日浦 F 棟 202 TEL: 097 - 529 - 5757 FAX: 097 - 529 - 6565

URL: https://www.ideasoken.jp

2022年1月から電子取引は必ず一定の要件を満たしたデータ保存が求められるところ、当該要件を満たすための準備が間に合わないなど、事業者の事情に配慮した措置が設けられました。

電子取引とは

(1)書類の保存義務

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められています。

(2)電子取引とは

電子取引とは、上記(1)と同様の取引情報(書類に通常記載される日付、取引先、金額等の情報)の 授受を、電磁的方式により行う取引をいいます。具 体的には下図の他、次のデータの授受も電子取引に 該当します。

- インターネットのホームページからダウン ロードした請求書等のデータ
- クレジットカードの利用明細データ、 交通系 IC カードによる支払データ
- EDI システムを利用したデータ
- ペーパーレス化された FAX 機能を持つ 複合機を利用したデータ
- DVD 等の記録媒体を介した請求書等の データ

(1)の保存義務者がこの電子取引を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければなりません。これまでは書面に印字して保存する方法も認められていましたが、2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報からは、原則、次ページ(3)の要件を満たしたデータ保存が求められます。

電子取引の例 (イメージ) 「A 社が利用しているクラウドサービス上で請求書等を授受] クラウドサービス上で 内容を確認 * 取 引 先 クラウドサービス上で A 請求書等を作成保存 社 [B社から電子メールにて請求書等を授受] (\mathbf{v}) 取 @ 引 0 ータを授受 先 添付されたファイル B 請求書等のデータを フォルダ等にデータを をダウンロード) 電子メールで送信(ファイル添付) アップロードして保存 *2 社

(※1) クラウド上で一時的 に保存されたデータをダウ ンロードして保存するよう なシステムの場合には、下 記(※2)と同様の点に留意 します。

(※2)データは、例示の他、 ハードディスク、コンパクト ディスク、DVD、磁気テー プ、クラウド (ストレージ) サービス等に記録・保存し ます。この場合、当該デー タに一定のタイムスタンプ が付与されていないときは 受領者側でタイムスタンプ を付与するか、一定の事 務処理規程に基づく適切 なデータ管理が求められま す。また、対象となるデー タは、原則、検索可能な 状態での保存が求められる 点にも留意します。

(3) 電磁的記録の保存等を行う場合の要件

電子取引の取引情報を電磁的記録により保存等するにあたっては、真実性や可視性を確保するための 要件を満たす必要があります。具体的には以下の要件となります。

- 電子計算機処理システムの概要を記載した
 書類の備付け(自社開発のプログラムを使用する場合限定)
- 見読可能装置の備付け等
- 検索機能の確保
- 次のいずれかの措置を行う
 - ① タイムスタンプが付された後の授受
 - ② 原則、速やかにタイムスタンプを付す
 - ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
 - ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程 の備付け

事務処理規程や索引簿のひな型は、国税庁のサイトから入手することができます。

事業者の事情に配慮した宥恕措置

データの保存にあたり、(3) の要件を満たすため の準備が間に合わない事業者の事情に配慮し、2022 年1月1日から 2023 年 12 月 31 日までの電子取引 について、次のすべてを満たす場合には(3) の要件 を満たさないデータの保存を可能とする措置が、令 和4年度税制改正により設けられました。

- 納税地等の所轄税務署長が(3)の要件に 従って保存をすることができなかったことに ついてやむを得ない事情があると認めること
- ② 質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力 書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出 力されたものに限る。) の提示又は提出の求 めに応じることができるようにしていること

書面に印字して保存している事業者がこの措置を 適用する場合は、次のとおり引き続き書面に印字し て保存することが可能です。

(3) の要件への対応が困難な事業者の実情に 配意し、引き続き保存義務者から納税地等の 所轄税務署長への手続を要せずその出力書面 等による保存を可能とするよう、運用上、適切 に配慮する

なお、2022 年 1 月 1 日時点で (3) の要件を満た さないことについてやむを得ない事情があるとして も、2023 年 12 月 31 日までの 2 年の間に要件を満た せるよう準備は必要です。

(※) 国税庁 HP「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf ##

*MyKomonニュースレターより引用

事務所紹介

Blog と Facebook で事務所の様子や 職員の日常を紹介しています! どうぞご覧下さい。

Blog

Facebook





HAPPY BIRTHDAY

*****1月5日(水) 1月誕生会

1月生まれの方を事務所全員で祝いました。 所長よりプレゼントの贈呈がありました。







プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話:097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール:soumu@ideasoken.jp